

第186回(通常)国会提出法案等

1. 貿易保険法の一部を改正する法律案【貿易保険法】(※)
 2. 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案【中活法】(※)
 3. 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案【原賠・廃炉機構法】
 4. 電気事業法等の一部を改正する法律案【電事法】
 5. 小規模企業振興基本法案【小規模基本法】
 6. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案【小規模支援法】
 7. 特許法等の一部を改正する法律案【特許法】
- ＜継続審議＞北朝鮮貨物輸出入禁止措置(承認案件)

平成26年3月
経済産業省

1. 背景

- (1)平成25年1月に発生したアルジェリアにおけるテロ事件等、近年、本邦企業の海外事業地域における戦争やテロのリスクが増大。
- (2)また、本邦企業の海外子会社による取引の増加等の取引形態の多様化、現地通貨建て借入等の資金調達の多様化が進展。
- (3)以上を踏まえ、本邦企業が国際的な事業展開を安定的に行える環境を整備するための支援措置を講ずることが必要。
 ※貿易保険とは、対外取引において生ずる危険のうち通常の保険では填補できない戦争やテロ、相手方の破産による代金回収不能等に伴う損害を填補する保険。(独)日本貿易保険(NEXI)が保険を引き受け、政府(貿易再保険特別会計)が当該保険について再保険を行っている。

2. 法案の概要

- (1)海外でプラント建設を行う本邦企業が戦争やテロにより被る追加的費用(人件費や貨物保管費等)を新たに貿易保険の対象とする。
- (2)本邦企業の海外子会社や本邦製品の海外販売拠点による取引や、本邦企業が関与する海外プロジェクトに対する本邦銀行の海外拠点や外国銀行による融資、つなぎ融資等を貿易保険の対象とするなど、NEXIが提供する貿易保険の機能見直しを実施。

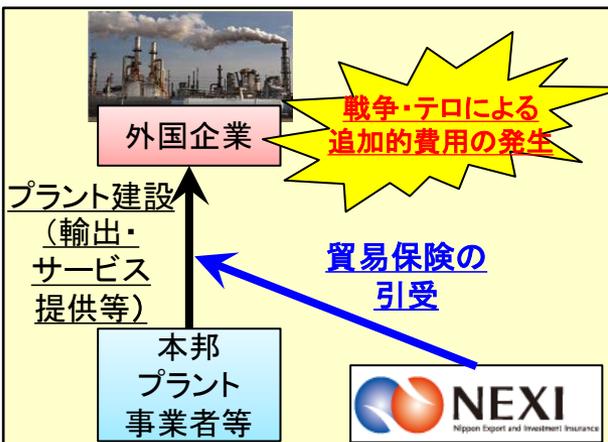
3. 措置事項の概要

戦争やテロリスクへの対応

本邦企業が戦争やテロによる事業の中断により負担する人件費、貨物保管費等の追加費用を貿易保険の対象とする。

【付保事例】

- ・アルジェリアでプラントを建設する本邦企業がテロの発生による事業中断に備える場合

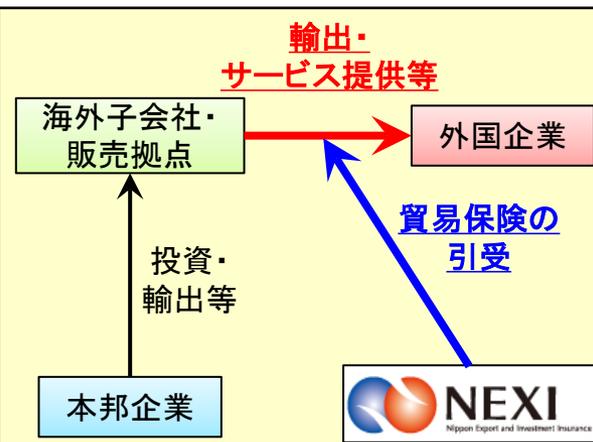


海外子会社等による事業活動支援

本邦企業の海外子会社や本邦製品の海外販売拠点による輸出、サービス提供等の取引を貿易保険の対象とする。

【付保事例】

- ・本邦企業から基幹部品の輸出を受けたタイの海外子会社が製品として組立て、インドネシアの外国企業に輸出する場合
- ・本邦企業の製品をシンガポールの販売拠点を介してインドネシアに販売する場合

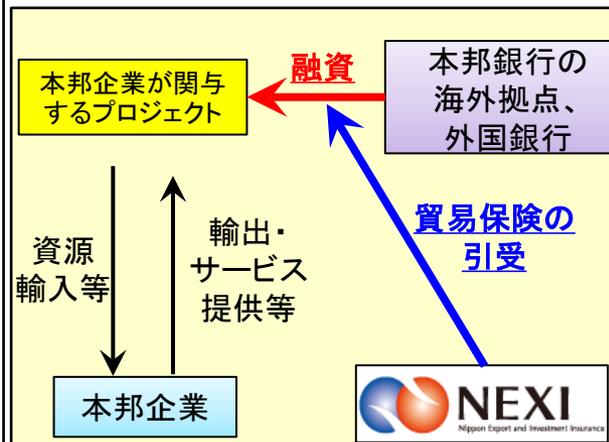


資金調達の円滑化

本邦企業が関与する資源開発事業等に対する本邦銀行の海外拠点や外国銀行からの融資(現地通貨建て融資等)、つなぎ融資を貿易保険の対象とする。

【付保事例】

- ・オーストラリアにおける本邦企業のLNG開発プロジェクトに本邦銀行の海外拠点等が融資を行う場合



1. 背景

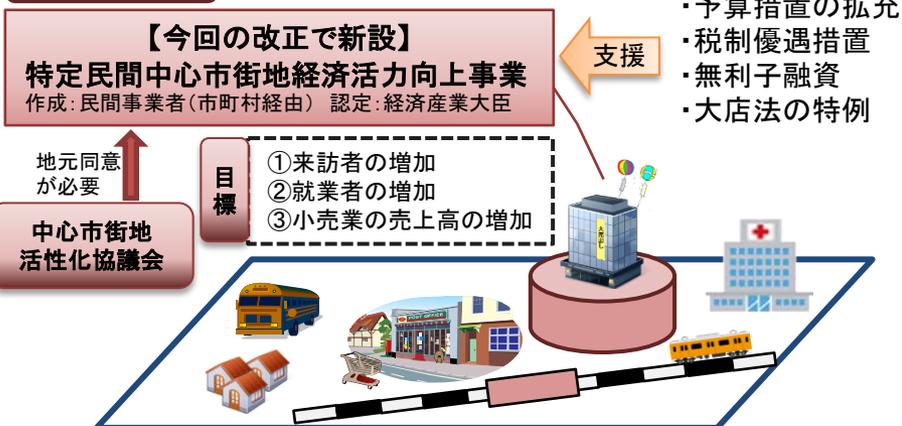
- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、国土交通省とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効。

2. 法案の概要

- (1) 中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設する。
- (2) 中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度等を創設する。

3. 措置事項の概要

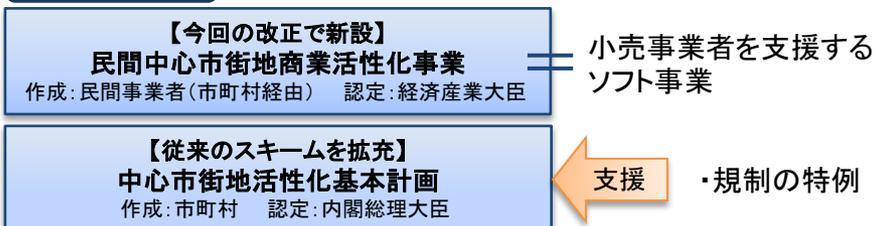
A. 重点支援



A. 重点支援(民間投資を喚起する新たな制度の創設)

- (1) 中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの**効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設**する。
- (2) 当該認定事業計画に対する特例措置として、**①予算措置の拡充、②税制優遇措置(建物等の取得に対する割増償却制度等)の創設、③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化**等の措置を講ずる。

B. 裾野拡大



B. 裾野拡大(中心市街地活性化を図る新たな措置)

- ※中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和する。(基本方針の改定)
- (1) 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業(イベント・研修を行う事業)を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。
 - (2) **道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度**といった規制の特例等の措置を講じる。(国交省と連携)

「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案【原賠・廃炉機構法】」の概要

1. 背景

- (1) 東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策については、中長期を見据えた持続可能な体制を構築する必要がある。
- (2) 国が前面に立って、廃炉をより着実に進められるよう、国内外の叡智を結集し、東電が行う廃炉事業を技術的・専門的観点から支援するとともに東電の実施体制を確認すべく、新たな支援体制を整備することが必要。その際、廃炉と賠償の関連性も考慮し、その連携を強化しつつ対応する必要がある。

2. 法案の概要

- (1) 原子力損害賠償支援機構を改組し、事故炉に関する廃炉関係業務を追加することで、専門人材を結集し、予防的・重層的な取組を持続的に進めるための体制を整備する。(「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」(以下、「原賠・廃炉機構」)に改称)
- (2) 具体的には、専門技術的な助言・指導等、効果的な研究開発の推進、廃炉実施体制に対する国の監視機能の強化等を実施。

3. 措置事項の概要

A. 廃炉に関する専門技術的な助言・指導等

専門家が事故炉廃炉作業の状況・課題を把握し、中長期廃炉計画に関するリスク評価、具体的作業計画の確認・進捗管理など、専門技術的観点から助言・指導等を行う。

B. 廃炉に関する効果的な研究開発の推進

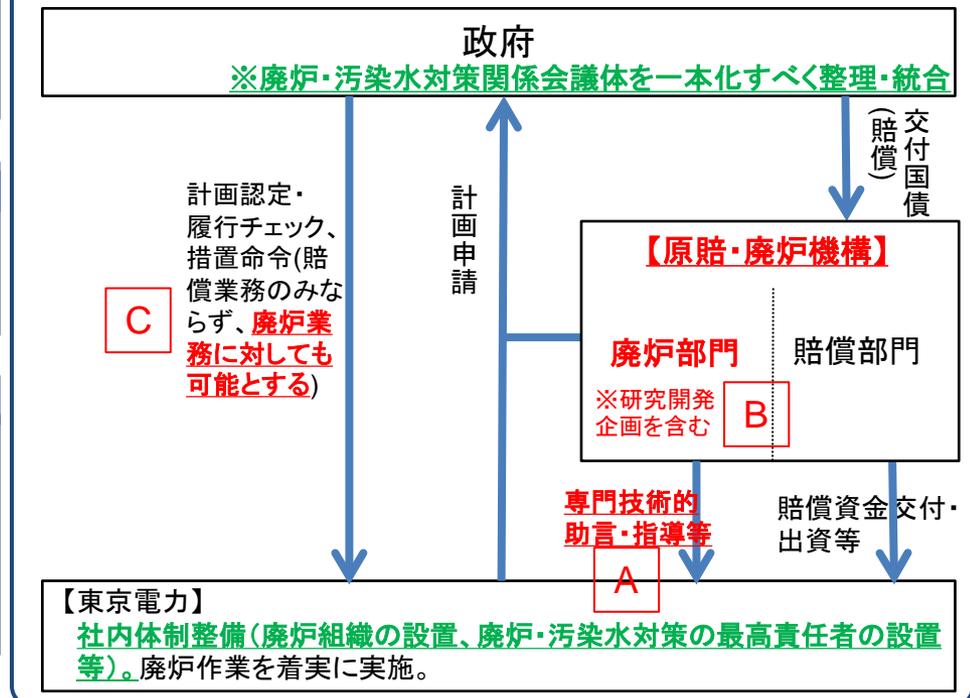
事故炉に係る廃炉研究開発を、実際の廃炉全体計画とより整合的な形で実施することができる体制を整備。

C. 廃炉実施体制に対する国の監視機能の強化

事業者と新機構が政府に共同申請する特別事業計画に、廃炉事業の状況や実施体制に係る記載も新たに求め、廃炉等に関する資金・人員等が十分に確保されるよう、確認・監視。
(仮に不十分な場合には是正のため措置命令を発動)

【東電福島第一原発の廃炉体制のイメージ】

※赤字記載事項が、体制整備事項(本法案以外での措置は緑字)



「電気事業法等の一部を改正する法律案【電事法】」の概要

1. 電力システム改革の推進

電気事業法第1弾改正法附則の改革プログラムにおいては、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を、電力システム改革の3つの目的として掲げ、以下の3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進める

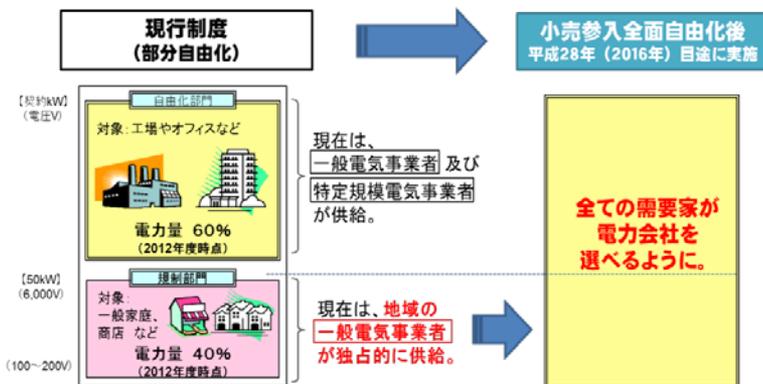
	実施時期	法案提出時期
【第1段階(第1弾改正)】広域的運営推進機関の設立	平成27年(2015年)を目途に設立	平成25年(2013年)11月13日成立(平成25年法律第74号)
【第2段階(第2弾改正)】電気の小売業への参入の全面自由化	平成28年(2016年)を目途に実施	平成26年(2014年)通常国会に法案提出
【第3段階(第3弾改正)】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の 小売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年 から2020年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

2. 法律案の概要

I. 電気事業法の一部改正

A. 小売参入の全面自由化の実施

(1) 現在、一般電気事業者にしか認められていない家庭等への電気への電気の供給を自由化する(小売参入の全面自由化)。



(2) 自由化に伴い、電気事業の類型を見直し、発電(届出)・送配電(許可)・小売(登録)の事業区分に応じた規制体系へ移行

C. 需要家保護を図るための措置

- 現在の一般電気事業者に対し、一定期間、料金規制を継続(経過措置)
- 小売電気事業者に対し、需要家保護のための規制(契約条件の説明義務等)を課す。

II. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

- 電気事業法の事業類型の見直しに伴い、再エネ電気の買取義務者を一般電気事業者等から小売電気事業者等に変更する。

B. 電気の安定供給を確保するための措置

1. 送配電事業者(一般電気事業者の送配電部門)による措置

- 需給バランス維持を義務付け(周波数維持義務)
 - 送配電網の建設・保守を義務付け
 - 最終保障サービス(需要家が誰からも電気の供給を受けられなくなることはないよう、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施)を義務付け
 - 離島のユニバーサルサービス(離島の需要家に対しても、他の地域と遜色ない料金水準で電気を供給(需要家全体の負担により費用を平準化)を義務付け
- ⇒ これらを着実に実施できるよう、地域独占と料金規制(総括原価方式等: 認可制)を措置

2. 小売電気事業者による措置

- 需要を賄うために必要な供給力を確保することを義務付け(空売り規制)

3. 広域的運営推進機関による措置

- 将来的な供給力不足が見込まれる場合に備えたセーフティネットとして、広域的運営推進機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設

D. その他の改正事項

- 現在の一般電気事業者が、引き続き一般担保付社債を発行できるようにする(法的分離の実施に際して改めて検討を行い、必要な措置を講じる)。
- 電気の卸売に係る規制の撤廃、卸電力取引所における取引の適正性確保(取引所の法定化)、保安規制の合理化を行う。

III. 商品先物取引法の一部改正

- 電力先物取引を可能にするため、先物取引の対象に「電力」を追加する。

※ その他、事業類型の見直しに伴い、電気事業法の各種規定や関係法律について必要な見直しを行う。

「小規模企業振興基本法案【小規模基本法】」の概要

1. 背景

- (1) 小規模企業は、人口減少・高齢化・海外との競争の激化等、我が国経済の構造的変化に直面。他方、**日本全国に景気的好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要。**
- (2) 平成25年に改正した中小企業基本法では、「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を位置づけたが、今回はこれをさらに一歩すすめて、**小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系**を構築すべく基本法を策定することが必要。

2. 法律の概要

- 小規模企業の振興の基本原則として、小企業者(概ね従業員5人以下)を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「**事業の持続的発展**」を位置づける。
- 小規模企業施策について5年間の**基本計画を定め、政策の継続性・一貫性を担保する仕組み**を作る。具体的には、小規模企業者による①**需要に応じたビジネスモデルの再構築**、②**多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出**、③**地域のブランド化・にぎわいの創出**等を推進すべく、これらに応じた基本的施策を講じる。

3. 措置事項の概要

(1) 基本原則

- ①小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図ること
- ②小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること

(2) 各主体の責務

国・地方公共団体・支援機関等関係者相互の連携及び協力 等

(3) 基本計画:

小規模企業施策の体系を示す基本計画(5年)を策定し、国会に報告

(4) 基本的施策

- ①多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進
(国内外での販路開拓支援(IT活用支援等)、経営戦略策定支援等)
- ②経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進
(事業承継・創業・第二創業支援、女性や青年等の人材マッチング強化等)
- ③地域経済の活性化に資する事業の推進
(地域の多様な関係者との連携の促進、地域需要対応型事業の推進等)
- ④適切な支援体制の整備
(各支援機関の役割の明確化・連携の強化、手続きの簡素化等)

<小規模企業の役割・課題・対応策>

小規模企業の役割	課題	小規模企業がとるべき対応策
①顧客のニーズに応じた財・サービスの提供	需要の変化・減少	顔の見える信頼関係をより積極的に活用した、潜在的な需要を掘り起こすためのビジネスモデルの再構築
②雇用の維持・創出	経営層の高齢化 雇用者数の減少	多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
③地域経済社会の担い手	地域全体の活力の低下	地域のブランド化・にぎわいの創出

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案【小規模支援法】」の概要

1. 背景

- (1) 人口減少等の我が国経済社会の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面。
- (2) 小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備することが喫緊の課題。

2. 法案の概要

- (1) これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を、中小機構の知見も活用しながら整備。
- (2) 小規模事業者の活性化と地域の活力向上は表裏一体。市区町村や地域の金融機関、他の公的機関、大企業・中規模企業等との連携の強化、地域製品の展示会の開催等、地域活性化にもつながる面的な支援を通じ、小規模事業者の活動を徹底的に支援。
- (3) 以上の取組を通じ、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を全国各地に構築。

3. 措置事項の概要

(1) 伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備

— 需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会・商工会議所の支援計画(「経営発達支援計画」)を国が認定・公表。

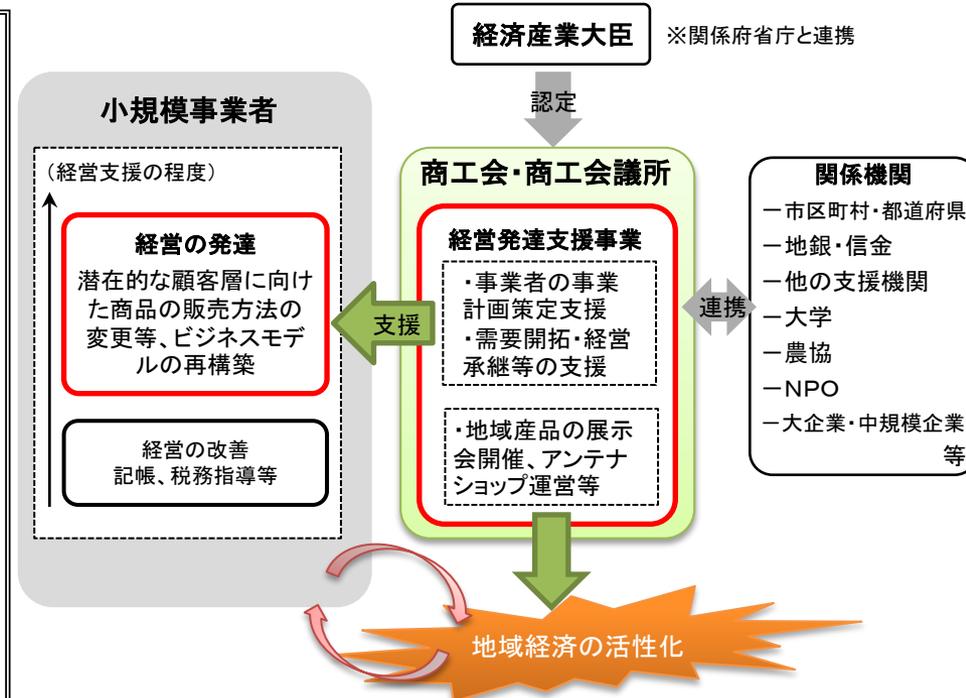
(2) 商工会・商工会議所を中核とした連携の促進

— 計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援。連携主体が一般社団法人・一般財団法人(地域振興公社など)またはNPOの場合は、中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する。

(3) 中小機構の業務追加

— 計画認定を受けた商工会・商工会議所に対して、中小機構が、先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等を実施。

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築】



「特許法等の一部を改正する法律案【特許法】」の概要

1. 背景

- ▶ 今後10年で世界最高の「知的財産立国」を目指すこととしている「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」(いずれも平成25年6月閣議決定)の着実な実行のためには、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤の早急な整備が必要。

2. 法案の概要

- ▶ 国際的な制度調和の観点も踏まえ、特許法(救済措置の拡充及び特許異議の申立て制度の創設)、意匠法(複数国に意匠を一括出願するための規定の整備)、商標法(保護対象の拡充及び地域団体商標の登録主体の拡充)等の改正による制度的基盤の整備を行うとともに、弁理士法(弁理士の使命の明確化・業務の拡充)の改正による人的基盤の整備を行う。

3. 措置事項の概要

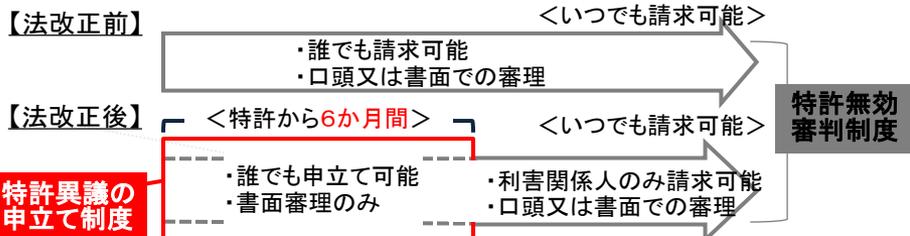
A. 特許法の改正

(1) 救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、**出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする**等の措置を講ずる(実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法にも同様の措置を講ずる)。

(2) 特許異議の申立て制度の創設

特許権の早期安定化を可能とすべく、特許異議の申立て制度を創設する。



B. 意匠法の改正

○複数国に意匠を一括出願するための規定の整備

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(加入を検討中)に基づき、**複数国に対して意匠を一括出願**するための規定を整備し、出願人のコスト低減を図る。



C. 商標法の改正

(1) 保護対象の拡充

他国では既に広く保護対象となっている**色彩や音**といった商標を我が国における保護対象に追加する。

(2) 地域団体商標の登録主体の拡充

商工会、商工会議所及びNPOを商標法の地域団体商標制度の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図る。

【海外での我が国企業の商標の登録例】

- ・色彩の商標
トンボ: MONO消しゴム (欧州での登録)
- ・音の商標
久光製薬 (欧州での登録)



【普及が進む地域ブランドの例】

- ・香川県小豆島の小豆島オリーブオイル (NPO法人小豆島オリーブ協会)



D. 弁理士法の改正

○弁理士の使命の明確化・業務の拡充

「知的財産に関する専門家」としての**弁理士の使命**を弁理士法上に明確に位置づけるとともに、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨の明確化等を行う。

その他

○手数料の納付手続の簡素化【国際出願法の改正】

国際的な法制度に基づき特許の国際出願をする場合の**他国の特許庁等に対する手数料について、我が国の特許庁に対する手数料と一括で納付**するための規定の整備を行う。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件【継続審議案件】

1. 北朝鮮に対する輸出入全面禁止措置の概要

- 政府全体で実施する対北朝鮮制裁の一環として、経済産業省は、外為法に基づき、北朝鮮との間の輸出入の全面禁止措置を実施してきている。
(平成18年から輸入、平成21年から輸出を禁止)
- 本措置は、閣議決定により従来毎年1年間の延長を繰り返してきており、その都度、外為法に基づき、国会に付議し、事後承認をいただいている。

<近年の国会付議と承認>

- 平成21年度 (国会付議) 輸入: 4/20、輸出(追加): 6/18 (国会承認) 翌年3/26
- 平成22年度 (国会付議) 輸出入: 4/16 (国会承認) 11/16
- 平成23年度 (国会付議) 輸出入: 4/15 (国会承認) 7/25
- 平成24年度 (国会付議) 輸出入: 4/10 (国会承認) 翌年3/29

2. 平成25年度における本措置の延長と国会承認について

- 一昨年4月、12月の弾道ミサイル発射や、昨年2月の核実験の強行など、北朝鮮をめぐる諸般の事情を総合的に勘案し、北朝鮮が具体的な行動をとるよう強く求めるため、期限を2年間延長することとし、昨年4月5日、本措置の延長(平成27年4月13日までの2年間)を閣議決定。
- 昨年4月19日に国会承認を求めるため先の通常国会に付議したが、先の通常国会及び臨時国会において承認に至らず、継続審議となっている。